

# 令和3年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月11日(水) 午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (24名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森潔	恵
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川和	隆
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和	修
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修	
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正	

4. 欠席委員 (0名)

委員

委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 0名)

新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみで開催

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 27 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 28 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 30 号 非農地証明について  
議案第 31 号 鳥取農業振興地域整備計画の変更について  
議案第 32 号 鳥取市農用地利用集積計画について  
議案第 33 号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村・田中会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第5回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日は議席番号7番の建部委員より遅れるとの報告をいただいています。24名中、23名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号1番安東委員、2番村田委員をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に議案書の訂正をお願いします。1ページの目次の報告事項の(1)から(6)のページの方ですが、11ページから17ページとありますが、1ページずつずれておまして、12ページから18ページということで訂正をお願いします。</p> <p>それでは議案第27号の方に移ります。整理番号13番、14番の2件ありまして、いずれも売買となっております。</p> <p>整理番号13番につきましては、用瀬町赤波ですし、整理番号14番につきましては生山となっております。</p>
議長	<p>整理番号13番を審議します。担当農業委員の安東委員、報告をお願いします。</p>
安東委員	<p>農業委員、推進委員2名、事務局で現地確認しました。この土地は、譲受人が借りて作っていた水田で、使用状況としましては水田が5畝、農業用のビニールハウスが1棟建っております。残りは野菜の露地栽培をしておられます。もう少し水田を増やしていく予定と聞いております。</p> <p>農業機械におきましては、トラクター16馬力が1台、4条植の田植機を1台所有しておられます。刈り取りについてはグリーン用瀬に依頼されると聞いております。耕作者は譲受人1人ですが、今作っているのと合わせて6反になりますが、十分耕作していける予定と聞いております。何ら問題ないと考えます。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号13番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。</p> <p>整理番号14番を審議します。担当農業委員の下田委員報告をお願いします。</p>
下田委員	<p>譲受人、推進委員、農業委員の3名で現地確認しました。現地は、賃貸借として利用権が設定されていまして、譲受人が既に耕作され、野菜等を栽培していました。隣接地には、譲受人所有の農地があり、今後も継続的に管理されるということです。農機具等も</p>

		保有されており、地域の担い手の利用にも支障がなく、許可は妥当と判断しています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号14番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。
議	長	続きまして議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号は11番から13番の3件となります。 整理番号11番、申請地は国府町雨滝、転用目的としましては墓地となっており、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号12番、申請地は賀露町南3丁目、転用目的として住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続となっております。 整理番号13番、申請地は河原町佐貫、転用目的として墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。
議	長	それでは整理番号11番を審議します。担当農業委員の山田委員報告をお願いします。
山	田	(準)委員
		申請地は国府町雨滝です。今回の申請は、同じ雨滝地内で3か月前に出ていると思いますが、同じように集落内に墓地を移転したいというのが出ておりまして、その事例を知っておられまして、墓地が集落の奥の方、山の中にありますので、それを集落内にしようとするものです。 地目は宅地になっていますが、現況は畑です。一部だけ物置が建っておりますので、そのために宅地にしておられると思いますが、現況が大部分畑のところでは面積は小さいですが、申請人に確認したところ、大丈夫との事でした。すぐに移転したいとの事で準備をしておられるので大丈夫と思います。推進委員と現地に行ったときに申請人の両親が近くにいたので一緒に確認しました。許可相当と思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 続きまして、整理番号12番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川	上	委員
		担当推進委員と現地確認しました。申請者は県外に住んでおり、これから鳥取に戻って家を建てたいとの事です。 図面を見ていただきたいのですが、集落と地続きの場所の畑に家を建てたいということです。この土地は市街化区域と市街化調整区域の狭間の土地になります。申請地の3筆のうち1筆は市街化区域内の農地となります。申請人の親が住んでいた土地はあるが、川が近くて通路が狭く、重機が入らないため、相続した農地の中から選んだところ

		です。土地改良区の詳細も得られていますし、何ら問題ないと考えています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 続きまして、整理番号13番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		地目は田ですが、畑になっていまして、半分に苗が作っており、残り半分に墓を作るというものです。周囲の状況から考えて転用することは問題ないと判断します。 農業委員会としては了解するという形をとりますけれども、了解するということを公言しないという風に推進委員と話をしました。墓地申請の許可に関して、周囲100mの居住者の許可を取らなければならない生活環境の方の許可を取られていませんので、農業委員会の方がOKなので生活環境の方もOKというふうに使われても困るので、表面上はOKという話をしたくないというのが推進委員と私の意見です。 昨年度、宅地の横の墓地をOKしましたが、この宅地の所有者は施設に入所しており所有者と直接話ができなかったため、部落長のOKをもらった。転用のOKを出したが、後で所有者の親族から誰がOKを出したということで農業委員がだいぶクレームを受けた。部落長もOKを出しているということで、その時は収まったが、今回の場合は施設に行っている方、不在の方が近くに3軒あります。 そこで農業委員会がOKしたからということになると困るので、一応転用については認めるが、いまのままでOKということをご公言したくないというのが思いです。
議	長	転用については問題ない農地だということでした。 質疑・意見はございませんか。岩永委員どうぞ。
岩永委員		先に墓地申請の方が通らないといけないのではないかと。農業委員会が先か、そのかねあいはどうか。私はそっちのほうが先になると思っていたのですが。
議	長	事務局は説明をお願いします。
事務局		わかる範囲での回答になりますが、墓地申請は最初に事前審査申請がありまして、その申請をしていただく段階で、農地転用の申請をしてもらってもいいです。 農地転用の許可が出てから本審査の申請で、墓地の方の許可が出るということになっています。
岩永委員		事前審査が通っているから、そっちのほうはOKが出るだろうということですね。
事務局		そうです。
議	長	他に質問・意見はありませんでしょうか。山田委員。
山田(準)委員		農地転用の許可については、周辺の方々の同意書は必須の条件ではないということではないでしょうか。その確認です。
議	長	事務局説明をお願いします。
事務局		必須ということで求めています。申請に来られた時に生活環境課での事前審査と

か、周辺住民の方の同意を取ってください、手続きをしてくださいとお伝えして手続きしてもらおうようにしています。

その時点でしていますよという方に、写しをいただいております、チェックシートと一緒に担当委員に送付しています。

ない場合には、今は審査の途中ですとか、同意書を取っている途中ということでチェックシートと一緒に送れなかったということがあります。ですので必須というわけではありませんが、あればいただくという書類になっています。

議 長 そのほか質問・意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号13番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。  
以上で議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。

議 長 続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 最初に整理番号25番、用瀬町鷹狩地内の転用ですが、取り下げになりました。ですから整理番号22番から24番の3件と、整理番号5番の一時転用の1件となっています。

整理番号22番につきましては、申請地は鹿野町岡木、転用目的として住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。

整理番号23番、申請地は気高町新町1丁目、転用目的として住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。

整理番号24番、申請地は福部町湯山地内、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっています。

一時転用の整理番号5番、申請地は伏野地内、転用目的としては砂利採取となっています。農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。

議 長 整理番号22番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。

砂 川 委 員 推進委員と2名で現地確認しました。周辺は住宅が建っているところで、土地が下がっているのので、地上げして県道と同じレベルに合わせると思われます。水路についても大丈夫と思われます。申請は問題ないと判断しました。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号22番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。  
整理番号23番を審議します。担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。

中 村 委 員 申請地の北側は、既に住宅が建ってしまっていて、そちらの高低差が50cmありますので、北側の方には擁壁を設け、南側と西側は、畑地になっておりますが、申請地と同じ高さとなっており、そのまま利用するため、擁壁等は設けませんし、畑の耕作者からは、既に同意書をいただいております。

		また、東側は公共用の用水路があり、そこに雨水は自然流下ということで何ら問題ないと判断します。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号23番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号24番を審議します。担当農業委員の香川委員、報告をお願いします。
香川委員		事務局、農業委員、推進委員の3名、それから行政書士、土地家屋調査士の方、5名で確認しました。 この土地は既に譲受人が所有している土地の隣でして、その隣は農地、ラッキョウ畑です。ラッキョウ畑の所有者の方からは同意書をいただいております。所有者と耕作者が違うため私の方が耕作者に聞いたところ、所有者から話を聞いており、同意しているとの事でした。 反対は、既に宅地として建っていますので問題ありませんし、既に譲受人は所有の土地に公共下水道を取り込むよう設備を作っておられます。 譲受人は来られなかったので、行政書士の方に譲受人には詳しく説明してくださいということで、隣でラッキョウを作っている関係で、ラッキョウには年間こういう作業があつて、消毒であるとか、結構、かなりいろいろ苦情がきている場合もあるということを知っておりますので、そういうことを了解の上での住宅建築にかかってくださいよということ、譲受人に伝えてくださいとお願いしております。 土地に関しては、チェックシートに照らし合わせて何ら問題ないことを報告します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号24番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号5番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		一時転用の砂利採取です。事務局、湖東地区の推進委員4名、農業委員で現地を確認しました。今回の砂利採取の予定の土地は、借りている人がおられまして、スプリンクラーの配管もした状態でした。 たまたま、現地につきました時に今まで、その土地を借りて農業をしておられた方とお会いし話をしました。砂利採取をするので当分農業はストップしてくださいということは了解している、それが終わったら元に戻して、そこで農業を続けるということをおっしゃられました。 今回は特に土地改良区からの意見書が出ていまして、土地改良区としては下記の条件を付して同意しますとありましてなかなか厳しい条件が付してありました。 いままでは口頭で言われたものを、今回は紙に書かれているものを出されていまして、その写しを私は受けておりますので、それがきちり守られれば、砂利採取は適正に処理されると思っています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。上田委員どうぞ。

上 田 委 員	譲受人の業者はこれまでも砂利採取をしているところだが、砂利採取後の耕作について確認できているか。耕作放棄地になっているのではないか。
川 上 委 員	多くは耕作放棄地になっています。所有者が砂を取られた後、農業する意欲を失っているところもあります。
上 田 委 員	どうもそのような傾向があります。完了した後、農業をしていただくということになっているので、担当委員さんの指導をお願いしたい。
議 長	今、耕作している方は、砂利採取後もやりたいという意志を確認しているということです。今回の案件に関しては、問題ないように感じております。川上委員。
川 上 委 員	今回の人は非常に農業をする意欲のある方です。
議 長	山田委員どうぞ。
山 田 委 員	耕作者の意欲はあるようなので、埋めたての材料、深度等をチェックする必要があるのではないかと。きちっとした農地に戻してもらおうというところまで確認することが必要。離れた場所の農地については、わずかな面積を砂利採取するのか。どういう利用をされるのか。
川 上 委 員	路が狭いので、ダンプの待避所として使われるとの事です。
議 長	中村委員どうぞ。
中 村 委 員	県の認可を受けた砂利採取計画は、こちらに届いているのか。
議 長	事務局説明をお願いします。
事 務 局	県に提出する採取計画認可申請書の控えは事務局にも届いています。その中に、採取の場所であったり、採取量であったり、採取計画工程表であったり、施行の計画、作業の情報等の書類は届いています。
議 長	中村委員。
中 村 委 員	その中に組合からの書類も入っていますか。
事 務 局	埋戻が出来ない場合の保証書として、鳥取砂利採取業協同組合から、できない場合は代わりに跡地整備に関する業務を保証しますという書類もついております。
議 長	中村委員よろしいでしょうか。依藤委員どうぞ。
依 藤 委 員	事務局に聞きたい。埋め戻しの場合、耕土の規制はないのか。たとえば、どの作物を栽培する場合は何センチというようなものはないのか。
議 長	埋め立てについては、基本のガイドラインが県から出されています。1 mから1.5 mの埋め戻しをするようになっております。
依 藤 委 員	それは誰が確認するのか。
議 長	完了するまでに4回私たちが確認します。事務局補足をお願いします。

事務局	掘削完了時、一番深い部分でまず1回目の確認をします。そこから埋め戻して地下水線まできたときに現地確認します。次に透水層設置というところで現地確認します。最後表土を戻して完了の時点で現地確認、合計4回、土地改良区、農業委員、推進委員、県の維持管理課、事務局の立会いのもと、現地確認をするという流れになっています。
議長	以前にも、皆さんに紹介したと思いますが、しっかりそれを守って、原状復帰の確認をとっていただいております。その他意見等はありませんでしょうか。
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議長	引き続き議案第30号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号は76番から90番、合計15件となっています。そのうち市街化区域が整理番号76番、79番、85番となっています。 申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議長	整理番号76番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号76番は市街化区域となっておりますので、事務局が報告します。申請地は秋里地内、事由としては、長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地となっています。現況は45年以上前から耕作しておらず、現在は建物に囲まれて現地進入も困難な土地となっております。農地行政上特に問題ない農地と思われれます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号76番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号77番を審議します。担当農業委員、福安委員報告をお願いします。
福安委員	申請者、事務局、農業委員、推進委員の計4名で現地立会を行いました。申請地は長期間耕作放棄されたため、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地です。現況は20年以上前から耕作されておらず、現在は原野化している土地です。申請者と話をしましたが、耕作できないという状況で、チェックシートに基づきましても、何ら問題ありませんということを報告します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号77番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。



		<p>続きまして整理番号78番を審議します。 担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。</p>
建部委員		<p>事務局、推進委員、農業委員の3人で現地確認しました。山の中なので推進委員が事前に現地確認しています。20年以上前から耕作しておらず山林化しており、どうにもならない土地です、チェックシートに基づいても何ら問題ありません。</p>
議長	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号78番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号79番を審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>整理番号79番は市街化区域になります。申請地は賀露町南1丁目、現況としましては、20年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場として利用されているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。</p>
議長	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号79番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号80番、81番を一括して審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。</p>
柳田委員		<p>事務局と推進委員の3人で現地確認しました。地図でわかる通り、80番と81番は隣接した土地であります。現地確認しましたら、この土地は昭和60年頃に中華料理屋が店を出されて、店と同時に、その駐車場として使用されていました。完全に舗装されています。建屋は撤去されていて、今残っているのは、舗装された状態で残っています。昭和60年に開店された中華料理屋さんは、5年ほど後に、店主の体調不良で病気によりやめてしまったと、やめられて撤去した後、駐車場として残っているというものです。 ですから今から畑に返せといわれても不可能だと思いますので、非農地にするのに問題ないと考えます。</p>
議長	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号80番、81番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号82番を審議します。担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。</p>

依藤委員		この土地は20年以上前から耕作しておらず、現在は低木など既に原野化しております。よってチェックシートに基づきましても問題ないと思います。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号82番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号83番、84番を一括で審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		本件は、白兔集落の中にある土地です。20年以上前から駐車場、資材置場になっております。数年前に建物は壊され更地になっております。状況から見て、これを復元しても農地として利用できない状態です。問題ないと思います。
議 長		質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号83番、84番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号85番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号85番は市街化区域になっております。申請地は古海地内、現況としましては、20年以上前から車庫が建設されており、周囲の土地と一体で宅地利用しているものです。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっております。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号85番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号86番を審議します。担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		事務局、推進委員と現地確認しました。申請者本人とも電話で聞き取りをしています。当該地は吉岡温泉の入り口から500mぐらいのところになります。20年前に相続してから本人は農業を経験しておらず、そのままできているというものです。農業委員会もB判定しているところです。近年は公共工事の資材置場や事務所となっております。10年前に農振地域からはずされています。今後、農地法でなく都市計画法で適正に利用されるのがいいと思います。周辺農地には特に影響はありません。問題ないと判断しました。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 86 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号 87 番を審議します。担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員		推進委員 2 名、事務局、農業委員の 4 名で現地を確認しました。現地は杉が 30 年以上の大木になっておりまして、これを農地に戻すということは、到底できないと考えます。したがって、この非農地申請はやむを得ないのではないかと考えます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 87 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号 88 番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員		申請者家族 3 名、行政書士、事務局、農業委員、推進委員の 7 名で現地立会を行いました。申請地は申請者宅の北側で、耕作をやめてから約 20 年以上経過しており、雑草が繁茂していました。チェックシートに照らし合わせても問題ないと報告します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 88 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号 89 番を審議します。担当農業委員、安東委員報告をお願いします。
安東委員		整理番号 89 番の所有者は河原の人ですが、農地は用瀬地内にあり、推進委員 2 名、事務局、農業委員の 4 名で現地確認しました。ここは河川改修工事の残地みたいなところでして、平成 10 年頃に河川改修工事が行われたようですが、それ以前から耕作していないということになっております。今回現地確認しましたら、竹や雑木も生えておりますし農地に戻すというのは不可能と思われます。 河川改修はされていますが、河床から 1.5m ぐらいしかなく、たぶん大水ができれば毎回浸かるような土地ではなかろうかと推察しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 89 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号 90 番を審議します。担当農業委員、加藤委員報告をお願いします。

加藤委員	事務局、推進委員、農業委員、申請者の立会で現地を確認しました。平成7年頃、畑作をする予定で購入されたようですが、イノシシの被害が多くて、一部では自家用野菜を作っていましたが、今はできない状態です。確認した時には、イノシシの檻がありました。とても畑作ができる状態ではなかったです。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号90番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 以上で議案第30号「非農地証明について」を終了します。  先ほど審議しました議案第29号5条申請の一時転用につきましては、6,000㎡を超えております転用ですので常設の意見聴取を受けることになっております。8月16日、智頭町の会長と岩美町の会長、関係機関で現地立会することを報告します。  引き続き議案第31号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農業振興地域整備計画変更資料をご覧ください。資料の3ページになります。鳥取農業振興地域整備計画変更等理由書になります。 農用地区域への編入は2件となっております。鳥取市双六原、具体的な理由としまして、中山間直接支払の協定農地と位置づけ双六原集落の守るべき農地として維持管理していくこととしたためです。転入のもう1件は、鳥取市用瀬町美成、こちらも同じく維持管理していくということになっております。 農用地区域からの除外につきましては3件でございます。 ひとつめの佐治1、佐治町高山、こちらの具体的な理由等につきましては墓地設置のため、続きまして国府1、国府町国分寺、こちらは住宅設置のためとなっております。もう1件、国府2、国府町中郷、こちらも住宅設置のためとなっております。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 それでは議案第31号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。  続きまして、議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 利用権の設定をしようとする者が、新規11件で更新が8件の計19件となっております。権利種別の内訳は、賃借権9件、使用貸借権10件となっております。面積につきましては田47,435㎡、畑12,190㎡、その他1,500㎡の計61,125㎡となっております。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第33号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙となっている農用地利用配分計画(案)をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が7件、使用貸借権が8件の計15件となっています。面積は、田19,835㎡、畑1,409㎡、その他2,839㎡の計24,083㎡となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第33号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	これで令和3年度 第5回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時10分